

地域貢献に取り組む会社及び事業所を 「太子町企業市民」に認定します！

太子町では、平成29年度より「防犯・防災」、「まちづくり」、「環境保全」など「地域の社会活動」に積極的に取り組む企業・事業所を「太子町企業市民」として認定する制度を行っています。

この制度は、様々な分野で社会貢献を行う活動を支援・推奨することで、企業（事業所等）・町民・行政が連携したまちづくりの推進を図ることを目的としております。

認定企業（事業所等）は、これまで48件に達しており、町のホームページや広報誌等で幅広く公表します。

◇認定の対象とは

下記の表の**2つ以上**の区分に該当する社会活動を自発的にすでに行っており、町内で事業活動を行う法人または個人事業所が対象です。

区分	活動事項
防犯・防災	防犯活動、災害時等における復旧活動や物資供給活動、地域消防活動や防災に関する活動など
環境保全	事業系ごみの適正処理やごみの減量化に関する活動、エコ・省エネ活動や環境美化活動など
青少年健全育成・教育	青少年健全育成活動、教育活動など
まちづくり 地域コミュニティ	自治活動、まちづくりに関する活動、地域コミュニティ活動など
子育て・男女共同参画	子育て支援に関する活動、ワークライフバランス又は男女共同参画等に関する活動など
社会福祉	高齢者又は障害者に対する社会福祉に関する活動、高齢者又は障害者の雇用に関する活動など
その他	交通安全活動、ボランティア活動など

◆認定によるメリット

- ・太子町長名による「太子町企業市民認定証」を交付します。
- ・太子町商工会会員には「企業市民認定プレート」を商工会から交付します。
- ・認定証や認定プレートの掲示により、地域社会に貢献する企業（事業所）という社会的評価が高まります。
- ・認定事業者名は町のホームページ等で公表され、社会的評価が高まります。
- ・事業所案内等に活用すれば、信頼性が高まり、PR効果の向上が期待できます。

◆応募・申請・認定の方法

- ①太子町企業市民認定申請書（様式第1号）に社会活動を証明する書類を添付し、商工会員は商工会に提出してください。申請はサポートします。
申請書は商工会ホームページよりダウンロードまたは商工会にて配布します。
商工会で確認後、太子町産業経済課に提出します。
申請期間（4月1日（月）～4月12日（金）まで）
- ②認定審査会（太子町・商工会等）の審査後、約1ヶ月で結果を通知します。
認定は2年間有効で以降は更新可能です。ただし、不適格や辞退された場合は認定証及び認定プレートは返却していただきますのでご注意ください。

太子町企業市民認定申請書

年 月 日

太子町長 様

申請者 住所

企業名(商号)

代表者氏名

印

電話番号

太子町企業市民として認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 設立年月日 年 月 日
- 2 事業内容
- 3 実施している企業市民活動(該当するものに○を記入。)

	区分
	防犯・防災
	環境保全
	青少年健全育成・教育
	まちづくり・地域コミュニティ
	子育て・男女共同参画
	社会福祉
	その他

添付書類(1) 企業市民活動を実施していることを証する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類